

法人税実務事例検討

外貨建有価証券について外国為替の売買相場が著しく変動した場合の為替差損の取扱い

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
ディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

外国の上場株式について、上場有価証券の評価損の損金算入が認められない場合でも、外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算の適用により、為替差損が損金の額に算入できる場合もある。

事 例

当社は自動車関連部品の製造業を営む〇月決算法人であり、取引先である外国の自動車メーカーの株式（以下「外国自動車株式」といいます。）を保有しております。

ところで、最近の経済状況の急激な変化に伴い外国自動車株式の現地の証券取引所での取引価格が下落したため、取得価額と期末における時価との差額に相当する金額をその他有価証券の評価損として経理処理しました。

この場合において、当社が保有する外国自動車株式に係る評価損は、法人税の所得金額の計算においても損金の額に算入されますか。

なお、当社は外国自動車株式を 10,000 株保有しており（発行済株式の総数は約 1 億株）、1 株当たりの取得価額は 10 ユーロであり、取得時の為替レートは 160 円／ユーロであることから帳簿価額は 16,000,000 円となっておりますが、期末の取引価格は 7 ユーロであり、為替レートは 130 円／ユーロでした。

(注) 当社の外貨建取引はこの外国の自動車メーカーに対する売掛金もありますが、短期外貨建債権債務として期末時換算法を適用しています。

【当社の会計処理】

その他有価証券評価損 6,900,000 円 / その他有価証券 6,900,000 円

I 本事例における法令等からの検討**1 有価証券の評価損の取扱い**

資産の評価損を計上する場合には、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時点における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています(法法 33 ②)。

また、有価証券について評価損を計上できる場合とは、次の事実が生じた場合(法令 68 ①二)であり、その計算については銘柄ごとに行うこととされています(法基通 9-1-1)。

- (1) 上場有価証券等で企業支配株式等以外のものについて、その価額が著しく低下したこと
- (2) (1)の有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと
- (3) 内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことによりこれらの規定に従ってその有価証券につき評価換えをする必要が生じたこと
- (4) (2)又は(3)に準ずる特別の事実

上記(1)の上場有価証券等とは、「取引所売買有価証券」、「店頭売買有価証券及び取

扱有価証券」又は「その他価格公表有価証券」をいいます。

また、企業支配株式等とは、その法人の特殊関係株主等(その法人の株主等(その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。))及び親族その他の特殊関係のある者をいう。)がその発行済株式又は出資の総数又は総額(その法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の 100 分の 20 以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその特殊関係株主等の有する株式等をいいます。

ここで(1)の価額が著しく低下した場合は、その有価証券のその事業年度終了の時点における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50 %相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来にその価額の回復が見込まれないことをいうものとされています(法基通 9-1-7)。

そして、この場合の有価証券は、売買目的有価証券か否かは問わないとともに、その回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、その事業年度終了の時に行うこととなります(同通達(注)1、2)。

このことは、株式の相場は常に 2 ~ 3 割程度の変動を繰り返しており、この程度の価額の下落は十分に回復することが一般的にあると考えられることから、50 %相当額を下回る場合にのみ限定し、税務上もこれによることが適切と判断されるからです。

なお、平成 21 年 4 月に国税庁から『上場有価証券の評価損に関する Q & A』が公表されており、上場有価証券の評価損の損金算入の適否の判断の参考となる事例が記載されています。

2 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建有価証券の期末時換算

外貨建有価証券は外貨建資産であることから、法人税法施行令第 122 条の 3（外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の期末時換算）の適用があります。

すなわち、事業年度終了の時に於いて有する外貨建資産等（当該事業年度において法令 122 条の 2（外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算）の規定を適用したもの及び企業支配株式等は除く。）につき当該事業年度においてその外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動するものすべてにつきこれらの取得又は発生の原因となった外貨建取引を当該事業年度終了の時に於いて行ったものとみなして、法法 61 条の 8 第 1 項（外貨

建取引の換算）及び法法 61 条の 9 第 1 項（外貨建資産等の期末換算）の規定を適用することができます。

この外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動した場合とは、事業年度終了の時に於いて有する個々の外貨建資産等（法令 122 条の 3 に規定する外貨建資産等に限る。）につき、次の算式により計算した割合がおおむね 15% に相当する割合以上となるものがあるときは、当該外貨建資産等については、同条に規定する「外国為替の売買相場が著しく変動した場合」に該当するものとして当該外貨建資産等の額（帳簿価額として付されている金額の外貨表示金額をいう。）につき同条の規定に基づき円換算を行うことができることとされています（法基通 13 の 2-2-10）。

【算式】

$$\frac{\text{当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額}}{\text{当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額}} = \frac{\text{当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額（同日における法令 122 の 3 の規定の適用前の帳簿価額）}}{\text{当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額}}$$

この算式中の「当該事業年度終了の日の為替相場」については、法基通 13 の 2-2-5 に定めるところにより、法人が期末時換算法により円換算を行う場合の為替相場は、事業年度終了の日の電信売買相場の仲値となります（法基通 13 の 2-2-10（注）1）。

ただし、継続適用を条件として、外国通貨の種類異なるごとに当該外国通貨に係る外貨建資産等のすべてについて、外貨建

ての資産については電信買相場により、外貨建ての負債については電信売相場によることとされています（法基通 13 の 2-2-5）。

また、多数の外貨建資産等を有するため、個々の外貨建資産等ごとに算式による割合の計算を行うことが困難である場合には、外国通貨の種類を同じくする外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、外貨預金又は外国通貨のそれぞれの合計額を基礎とし

てその計算を行うことができるものとされています(法基通 13 の 2-2-10(注)2)。

なお、外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね 15%に相当する割合以上となるものが 2 以上ある場合には、その一部についてのみ同条の規定による円換算を行うことはできないことに留意する必要があります(法基通 13 の 2-2-10(注)3)。

II 本事例における取扱いの検討

外国の証券取引所に上場している外国自動車株式の取扱いについて、以下のとおり、個別に検討します。

1 上場有価証券等に該当するか

取引所売買有価証券とは、その売買が主として金融商品取引所法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所(これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。)の開設する市場において行われている有価証券をいうとされています。

(注) 取引所売買有価証券とは、法人税法施行令第 119 条の 13 第 1 号に規定する取引所売買有価証券をいいます。

外国自動車株式は、外国の証券取引所に上場されており、取引所売買有価証券として上場有価証券等に該当することになります。

2 評価損の損金算入が可能か

貴社の保有する外国自動車株式は企業支配株式等には該当しないことから、上記 I 1(1)のとおり、その有価証券のその事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来にその価額の回復が

見込まれない場合には、その評価損は損金の額に算入されることとなります。

3 外国自動車株式の評価損の計上の取扱い

貴社の保有する外国自動車株式の帳簿価額は 16,000,000 円であり、期末の取引価格は 7 ユーロ、為替レートは 130 円/ユーロ、保有株数は 10,000 株であることからその価額は 9,100,000 円となり、期末における外国自動車株式の価額の帳簿価額に対する割合は、9,100,000 円/16,000,000 円=56.875%となります。

したがって、期末の外国自動車株式の価額が帳簿価額の 50%相当額を下回る状況にないことから、その価額の回復可能性の有無を判断するまでもなく、税務上有価証券の評価損の額を損金の額に算入することはできません。

4 外国自動車株式(外貨建資産等)の期末時換算の適用の検討

貴社の保有する外国自動車株式は、外貨建有価証券であることから、法人税法第 61 条の 8 に規定する外貨建資産等に該当し、かつ、企業支配株式等に該当しないことから、上記 I 2 の算式により計算した割合がおおむね 15%に相当する割合以上となるときは、当該外貨建資産等については、法人税法施行令第 122 条の 3 に規定する「外国為替の売買相場が著しく変動した場合」に該当することとなります。

この計算は、外国為替の売買相場の著しい変動を算定するものであることから、事業年度終了の日の為替相場で換算するのは、外国自動車株式の取得時の取引価格である $10 \text{ ユーロ} \times 10,000 \text{ 株} = 100,000 \text{ ユーロ}$ が対象となります。

【計算】

$$\frac{13,000,000 \text{円} (100,000 \text{ユーロ} \times 130 \text{円} / \text{€}) - 16,000,000 \text{円} (100,000 \text{ユーロ} \times 160 \text{円} / \text{€})}{13,000,000 \text{円} (100,000 \text{ユーロ} \times 130 \text{円} / \text{€})} = 23.07 \%$$

上記の計算結果で明らかなように、外国為替の売買相場が 15% 以上変動していることから、外国為替の売買相場が著しく変動した場合に該当するため、100,000 ユーロ × (160 - 130) 円 / € = 3,000,000 円を為替差損として損金の額に算入することができます。

したがって、貴社の保有する外国自動車

株式については、10 ユーロ × 10,000 株 × 130 円 / € = 13,000,000 円が帳簿価額となることから、貴社が損金経理により減額した後の会計上の簿価 7 ユーロ × 10,000 株 × 130 円 / € = 9,100,000 円との差額 3,900,000 円は、申告調整により所得金額に加算する処理を行うこととなります。

【著しい為替差損の概要図】



【貴社の会計処理】

その他有価証券評価損 6,900,000 円 / その他有価証券 6,900,000 円

【税務処理】

為替差損 3,000,000 円 / その他有価証券 3,000,000 円

【税務修正】

その他有価証券 3,900,000 円 / その他有価証券評価損 6,900,000 円

為替差損 3,000,000 円 /

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書		事業年度	法人名	〇〇社	
区 分	①	総 額	処 分		
			留 保	社 外 流 出	
		①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1	円	円	配 当	円
				そ の 他	
加	2				
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)	2				
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)	3				
及び市町村民税	4				
算	9				
交際費等の損金不算入額	9			そ の 他	
その他の有価証券評価損否認	10	6,900,000	6,900,000		
減	12				
減価償却超過額の当期認容額	12				
納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
受取配当等の益金不算入額(別表八「12」又は「24」)	14			※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15				
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16			※	
為替差損認容	17	3,000,000	3,000,000		

【別表 5(1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書		事業年度	法人名	〇〇社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書					
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③	
		減	増		
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
そ の 他 有 価 証 券	3		3,000,000	6,900,000	3,900,000

(注) 会計上の外国自動車株式は、7ユーロ×10,000株×130円/€=9,100,000円となっていますが、税務上は別表5(1)の3,900,000円との合計金額13,000,000円が帳簿価額となります。

なお、外貨建資産等の期末時換算法を適用した場合、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入した差額相当額は、その事業年度の翌事業年度に損金の額又は益金の額に算入する（洗替処理を行う）必要があります（法令122の8）が、外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産

等の期末時換算は、そのような洗替処理を行わず、その事業年度終了の時にその外貨建取引（外国自動車株式の取得）を行ったものとみなして、発生時換算法を適用することから、いわゆる切放処理となります。

（了）